

貸借対照表 資産の部

(単位：百万円)

科 目	令和3年3月31日現在	令和4年3月31日現在
現金	5,461	7,040
預け金	110,727	109,025
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	22	14
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
商品国債	—	—
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
有価証券	44,551	41,530
国債	18,598	19,821
地方債	4,655	4,449
短期社債	—	—
社債	2,574	2,543
株式	259	237
その他の証券	18,463	14,478
貸出金	119,866	122,274
割引手形	551	551
手形貸付	12,010	11,169
証書貸付	103,157	106,225
当座貸越	4,146	4,328
外国為替	—	—
外国他店預け	—	—
外国他店貸	—	—
買入外国為替	—	—
取立外国為替	—	—
その他資産	1,243	1,482
未決済為替貸	43	45
信金中金出資金	991	991
前払費用	—	—
未収収益	158	163
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等差入担保金	—	—
リース投資資産	—	—
その他の資産	49	282
有形固定資産	4,048	3,901
建物	1,008	920
土地	2,609	2,560
リース資産	105	123
建設仮勘定	5	—
その他の有形固定資産	320	297
無形固定資産	27	33
ソフトウェア	14	20
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	13	13
前払年金費用	—	5
繰延税金資産	339	345
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	126	112
貸倒引当金	△1,153	△675
(うち個別貸倒引当金)	△1,060	△564
その他の引当金	△0	△0
合 計	285,260	285,092

貸借対照表 負債及び純資産の部

(単位：百万円)

科 目	令和3年3月31日現在	令和4年3月31日現在
預金積金	278,361	278,793
当座預金	3,369	2,990
普通預金	158,777	165,288
貯蓄預金	291	282
通知預金	41	17
定期預金	111,818	106,461
定期積金	2,767	2,424
その他の預金	1,295	1,328
譲渡性預金	—	—
借入金	1,644	1,335
借入金	1,644	1,335
当座借越	—	—
再割引手形	—	—
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
外国他店預り	—	—
外国他店借	—	—
売渡外国為替	—	—
未払外国為替	—	—
その他負債	698	706
未決済為替借	90	84
未払費用	119	118
給付補填備金	0	0
未払法人税等	6	6
前受収益	63	58
払戻未済金	1	2
払戻未済持分	0	1
職員預り金	0	0
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売付商品債券	—	—
売付債券	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等受入担保金	—	—
リース債務	105	129
資産除去債務	7	7
その他の負債	302	297
賞与引当金	74	81
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	1	—
役員退職慰労引当金	180	189
偶発損失引当金	27	26
睡眠預金払戻損失引当金	31	26
環境対策引当金	5	—
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	126	112
負債の部合計	281,151	281,271
出資金	1,555	1,553
普通出資金	1,555	1,553
優先出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	3,184	3,287
利益準備金	618	652
その他利益剰余金	2,565	2,634
特別積立金	2,191	2,481
当期末処分剰余金	374	153
(又は当期末処理損失金)	—	—
処分未済持分	△0	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	4,739	4,840
その他有価証券評価差額金	△629	△1,020
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	△629	△1,020
純資産の部合計	4,109	3,820
合 計	285,260	285,092

損益計算書

(単位：百万円)

科目	期別	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
経常収益		3,275	3,082
資金運用収益		2,500	2,759
貸出金利息		2,128	2,187
預け金利息		60	82
買入手形利息		—	—
コールローン利息		—	—
買現先利息		—	—
債券貸借取引受入利息		—	—
有価証券利息配当金		281	460
金利スワップ受入利息		—	—
その他の受入利息		29	29
役員取引等収益		303	266
受入為替手数料		139	115
その他の役員収益		163	150
その他業務収益		38	41
外国為替売買益		—	—
商品有価証券売買益		—	—
国債等債券売却益		14	9
国債等債券償還益		—	—
金融派生商品収益		—	—
その他の業務収益		23	32
その他経常収益		434	14
貸倒引当金戻入益		258	—
償却債権取立益		70	1
株式等売却益		92	6
金銭の信託運用益		—	—
その他の経常収益		12	6
経常費用		2,863	2,922
資金調達費用		51	35
預金利息		45	30
給付補填備金繰入額		0	0
譲渡性預金利息		—	—
借入金利息		5	4
売渡手形利息		—	—
コールマネー利息		—	—
売現先利息		—	—
債券貸借取引支払利息		—	—
コマースャル・ペーパー利息		—	—
金利スワップ支払利息		—	—
その他の支払利息		0	0
役員取引等費用		409	407
支払為替手数料		68	52
その他の役員費用		341	354
その他業務費用		99	84
外国為替売買損		—	—
商品有価証券売買損		—	—
国債等債券売却損		73	84
国債等債券償還損		4	—
国債等債券償却		—	—
金融派生商品費用		—	—
その他の業務費用		20	0
経費		2,232	2,199
人件費		1,376	1,417
物件費		802	705
税金		53	76
その他経常費用		71	195
貸倒引当金繰入額		—	157
貸出金償却		5	1
株式等売却損		40	1
株式等償却		—	—
金銭の信託運用損		—	—
その他資産償却		3	4
その他の経常費用		20	30
経常利益		412	160
特別利益		—	—
固定資産処分益		—	—
負のれん発生益		—	—
金融商品取引責任準備金取崩額		—	—
その他の特別利益		—	—
特別損失		55	40
固定資産処分損		19	28
減損損失		36	8
金融商品取引責任準備金繰入額		—	—
その他の特別損失		—	2
税引前当期純利益		356	119
法人税、住民税及び事業税		7	6
法人税等調整額		8	△5
法人税等合計		16	0
当期純利益		339	118
繰越金(当期首残高)		34	34
………積立金取崩額		—	—
当期末処分剰余金		374	153

剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	期別	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
当期末処分剰余金		374,513,250	153,635,071
(△は当期末処理損失金)			
繰越金		34,676,699	34,964,599
当期純利益(△は当期純損失)		339,836,551	118,670,472
積立金取崩額		—	—
特別積立金取崩額		—	—
剰余金処分額		339,548,651	123,535,174
利益準備金		34,000,000	12,000,000
普通出資に対する配当金		15,548,651	15,535,174
(年1.0%)			(年1.0%)
優先出資に対する配当金		—	—
事業の利用分量に対する配当金		—	—
特別積立金		290,000,000	96,000,000
繰越金(当期末残高)		34,964,599	30,099,897

会計監査人による監査

令和4年6月21日開催の第73回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、栃木監査法人の監査を受けております。

確認書

確認書

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和4年6月21日

栃木信用金庫

理事長 伏木 昌人

第73回通常総代会の決議内容

令和4年6月21日開催の第73回通常総代会において、下記のとおり報告並びに決議事項が付議されました。なお、決議事項については、全て原案のとおり承認可決されております。

記

〈報告事項〉 第95期(令和3年4月1日から令和4年3月31日)
業務報告、貸借対照表、損益計算書、附属明細書の内容報告の件

〈決議事項〉
第1号議案 第95期(令和3年4月1日から令和4年3月31日)剰余金処分計算書案の承認の件

第2号議案 総代選任規程の一部改定の件

第3号議案 破綻先等債務者会員の除名の件

第4号議案 所在不明会員の除名の件

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 14年~47年
その他 4年~20年

- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は244百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金及び前払年金費用は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)	
年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△84,957百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合

令和3年3月31日現在 0.1829%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金35百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 睡眠負債払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式となっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に案分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

【貸倒引当金】 675百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における算出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における算出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響は今後も続くものと仮定し、当該影響により予想される損失を備えるため、貸倒引当金の算出方法を一部変更しており、会計上の見積りの変更として7に記載しております。

なお、個別算出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【繰延税金資産】 345百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額15百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額3,801百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、

貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付れを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	521百万円
危険債権額	1,419百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	1,382百万円
合計額	3,323百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本及び利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を付しておりますが、その額面金額は551百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	担保資産に対応する債務
有価証券	300百万円
借入金	1,335百万円
預け金	14,007百万円
- 出貸1日当たりの純資産額122円96銭
- 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、個別社与信管理、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資審査部、リスク管理部により行われ、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALM委員会規程及び市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等を定めており、ALM委員会での議論の結果を踏まえ、リスク管理委員会や理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会及びリスク管理委員会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、感応度分析や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会や常務会の監督の下、ALM委員会規程及び市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、経営企画室では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これら市場運用商品の多くは純投資目的で保有しているものであり、時価情報や信用情報をモニタリングし、ALM委員会及びリスク管理委員会、理事会において定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、上場株式、投資信託及び「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」の市場リスク量をVaR(パルキュー・アット・リスク)により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内になるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、当事業年度の決算日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,715百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

④資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組 outputs 資金は次表に示していません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	109,025	109,053	28
(2) 有価証券	41,437	41,033	△403
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	7,995	7,591	△403
その他有価証券	33,442	33,442	—
(3) 貸出金 (*1)	122,274	—	—
貸倒引当金 (*2)	△675	—	—
	121,599	126,773	5,173
金融資産計	272,062	276,860	4,798
(1) 預金積金 (*1)	278,793	278,812	18
(2) 借入金 (*1)	1,335	1,342	7
金融負債計	280,128	280,154	26
デリバティブ取引 (*3)	—	—	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他有価証券に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金は市場金利で割り引いた現在価値を時価に変わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利を用いております。

(2) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	86
信金中金出資金	991
その他の証券	6
合 計	1,083

(*1) 上記の非上場株式及び信金中金出資金、その他の証券については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	7	15,000	—	—
有価証券	227	3,378	4,588	25,652
満期保有目的の債券	—	—	200	7,795
その他有価証券のうち満期があるもの	227	3,378	4,388	17,857
貸出金(*)	25,118	37,584	26,086	27,812
合 計	25,353	55,963	30,674	53,465

(*1) 貸出金のうち、期間の定めがないもの等は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	97,166	10,671	17	364
借入金	309	936	45	45
合 計	97,475	11,607	62	409

(*1) 預金積金のうち、要求払預金など期間の定めがないもの等は含めておりません。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、30.まで同様であります。

売買目的有価証券

該当ございません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,000	1,015	14
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	800	835	35
	小 計	1,800	1,850	49
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	5,194	4,817	△377
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,000	924	△75
小 計	6,194	5,741	△453	
合 計		7,995	7,591	△403

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	償却原価	差 額
貸借対照表計上額が償却原価を超えるもの	株式	116	91	24
	債券	3,330	3,303	27
	国債	—	—	—
	地方債	1,689	1,670	19
	短期社債	—	—	—
	社債	1,640	1,632	7
	その他	5,832	5,384	447
	小 計	9,278	8,779	499
貸借対照表計上額が償却原価を超えないもの	株式	34	36	△2
	債券	17,289	17,965	△676
	国債	13,626	14,215	△588
	地方債	2,760	2,829	△69
	短期社債	—	—	—
	社債	902	921	△18
	その他	6,840	7,681	△840
	小 計	24,163	25,683	△1,519
合 計	33,442	34,462	△1,020	

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ございません。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	23	—	1
債券	2,786	9	33
国債	2,385	8	33
地方債	400	0	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	3,151	5	50
合 計	5,961	15	85

28. 減損処理を行った有価証券

該当ございません。

29. 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

30. 満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

31. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ございません。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は22,460百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが13,457百万円あります。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下の通りであります。

繰延税金資産	繰延税金負債
税務上の繰越欠損金	前払年金費用
964百万円	1百万円
貸倒引当金	繰延税金負債合計
927百万円	1百万円
役員退職慰労引当金	繰延税金資産の純額
52百万円	345百万円
賞与引当金	
22百万円	
減価償却費	
27百万円	
減損損失	
89百万円	
その他	
64百万円	
繰延税金資産小計	2,147百万円
評価引当額	△1,800百万円
繰延税金資産合計	347百万円

34. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、ほかの資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 0百万円 契約負債 18百万円

35. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。

36. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しております。

37. 会計上の見積りの変更

貸倒引当金の見積りにおける破綻懸念先の貸倒引当率については、過去の貸倒実績を基礎とする貸倒実績率を採用しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による債務者の業績悪化を考慮して算定期間を変更しました。これにより、貸倒引当金が160百万円増加しております。

以上

損益計算書の注記

(注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口あたり当期純利益3円81銭

3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、ほかの収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、285百万円であります。

4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

5. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位:百万円)

区分	地域	種類	減損損失	うち土地	うち建物等
共用資産	宇都宮市	土地及び建物等	8	7	1
合計	—	—	8	7	1

(1) 減損損失を認識するに至った経緯

共用資産について、売却を予定していることから、正味売却価額まで減額しております。

(2) 回収可能価額の算定方法

土地については正味売却価額を使用し、正味売却価額は「売買価格」から、処分費用見込額を控除しております。構築物については備忘価額としております。

以上